

令和6年度 宮崎大学入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	令和6年12月20日（金曜日） 宮崎大学事務局3階会議室	
委 員	委員長 中澤 隆雄 委員 福山 裕茂 委員 町元 真也	
審議対象期間	令和5年11月1日～令和6年10月31日	
抽出案件（合計）	3件	（備考）宮崎大学入札監視委員会細則第5条に基づき、互選により中澤委員が委員長に選出された。 今回の審議対象期間においては、再苦情の申立て及び同審議依頼はなし。
建設工事（小計）	3件	
一般競争入札 （政府調達に関する協定対象工事）	0件	
一般競争入札 （上記工事を除く）	2件	
工事希望型競争入札	0件	
通常指名競争入札	0件	
随意契約	1件	
設計・コンサルティング業務（小計）	0件	
標準型プロポーザル方式	0件	
委員からの意見・質問及びそれに対する回答	意見・質問	別紙のとおり
	回答	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

別紙

質 問	回 答
1. 令和5年11～令和6年10月の入札・契約結果について (事務局から説明) 委員からの意見なし 2. 建設工事及び設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議 (事務局から説明) 委員からの意見なし (1) 一般競争入札 【宮崎大学(清武)フロンティア科学総合研究センター(RI 清武分室)改修電気設備工事】 ・ 入札参加を見込んだ業者数について、どのようにして3者と見込んだのか。 ・ 3回の入札となった要因として予定価格の設定が低価格であったことは考えられるか。 ・ 入札参加業者は、参加者が1者のみであることは認識していたのか。 ・ 総合評価落札方式の実績評価型として入札を実施しているが、入札方式を決定する際に何か基準等があるのか。 ・ 入札方式を決定する基準について、予定価格が1千万円以上を総合評価落札方式とするという	・ 宮崎県や宮崎市の入札状況等から、技術者の確保などが厳しい状況であると考え、3者程度と見込んでいた。 ・ 予定価格が極端に低価格というわけではないと考えるが、再入札のやり取りの中で入札参加者の入札金額の下げ幅が小さかったことが再入札の回数が多くなった要因と考えられる。 ・ 文部科学省が運用している電子入札システムを利用して入札業務を実施しており、参加者は、落札者が決定するまで参加者数等の情報は閲覧できないようになっている。 ・ 予定価格が1千万円以上のものが総合評価落札方式で実施することとなっている。総合評価落札方式の中で、一般的な工事で創意工夫が見込めないものを実績評価型、創意工夫が見込めるものを簡易型とする等の基準が定められている。 ・ 上限の設定は無いが450万SDR(8.1億円)以上のものは標準型(WTO案件)として入札を

ことであったが、金額に上限はあるのか。 ・ 工事の施工にあたって、資材の調達等は落札業者がすべて行うのか。 ・ 分離発注を行う予定はあるか。 (2) 一般競争入札 【宮崎大学（清武2）職員宿舎排水設備等改修工事】 ・ 1 回目の入札金額について、予定価格を大きく超える金額となっている。直近の実勢価格が予定価格に反映されていないのではないか。 ・ 再入札を複数回行っているが、途中で業者から再入札をやめることは可能か。 ・ 再入札を行う場合の具体的な手順を教えてください。 ・ 再入札にはどれくらいの時間を設けているか。 ・ 再入札の場合、前回よりも低い金額で入札されるが、内訳の確認はしているのか。 ・ 再公告を行う場合、予定価格に変更されるのか。 ・ 今年度の入札件数は昨年度に比べて少なくなっているが理由を教えてください。	実施することとしている。 ・ 作業員の確保、資材の調達、工事管理等は落札した元請け業者が行っている。 ・ 国からは分離発注を行うような指示は来ていないので、大学でも今のところ実施予定は無い。 ・ 入札直前の見積を取得するように努めているが、実情を掴むことに苦慮しており、積算資料を利用して予定価格を設定している。積算資料についても、直近のデータが記載されているわけではないので、タイムラグが発生する。 ・ 再入札を辞退することは可能です。 ・ 1 回目の入札で予定価格を超過していた場合、参加業者へ電話で連絡を行い、再入札に参加されるか確認を行う。参加業者は電子入札システムへ 2 回目の入札金額を入力するか、辞退の入力を行うこととなる。3 回目以降も同じ手順で再入札を実施する。 ・ 次の再入札まで 30 分程度時間を空けている。 ・ 1 回目の入札金額については、内訳を確認しているが、再入札については確認していない。 ・ 予定価格を変更するか、工事内容を変更する。 ・ 国からの補助金が減ったことが大きな要因と考えられる。
--	---

(3) 随意契約 【宮崎大学（木花）体育館屋根防水補修工事】 ・ 3 者から見積書を徴取したと書かれているが、3 者の見積比較の資料はあるか。 ・ 見積書を徴取する業者の数に定めがあるか。 ・ 転倒事故が発生した際には訴訟が発生したのか。 ・ 令和 4 年に雨漏りが発生した時にも随意契約で工事を発注したのか。 ・ 令和 4 年の工事と同じような内容の工事なのか。 ・ 国の制度として改修のための積立金のような制度は無いのか。	・ 契約の決裁資料には見積比較表を添付している。見積金額については最低価格と最高価格の間に 100 万円程度の差があった。 ・ 通常、3 者以上から見積を徴収するようにしており、今回の工事については緊急性もあることから 3 者から見積書を徴取した。 ・ 今回の転倒事故では怪我が無かったため、学生から訴えられることは無かったが、怪我をしてしまった場合には訴訟が起きる可能性が十分にあるため、緊急で工事を発注することとなった。 ・ 随意契約で発注している。 ・ 同じ工法で実施している。 ・ 大型改修については国から予算をもらって実施するが、空調や照明器具などについては学内予算を投入して実施する。
--	---